（非常止め装置等）

第三十三条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。

ニ　（略）

（穴あけ）

第三十八条　構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。

（適用除外）

第四十三条　エレベーターのうち、特殊な構造のもの又は国際規格等に基づき製造されたものであって、前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

（削る）

（削る）

（ゴンドラ構造規格の一部改正）

第三条　ゴンドラ構造規格（平成六年労働省告示第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（材料） **第一条**　（略） 一　（略） （削る） 二・三　（略） 四　日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼鋼管）に定めるＳＴＫ四〇〇又はＳＴＫ四九〇 五～八　（略） 九　日本工業規格G四三一七（熱間成形ステンレス鋼形鋼）に定めるＳＵＳ三〇四 十　日本工業規格Ｈ四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるＡ六〇六一Ｓ―Ｔ六、Ａ六〇六三Ｓ―Ｔ六、Ａ六〇〇五ＣＳ―Ｔ五又はＡ六〇〇五ＣＳ―Ｔ六 2　前項の規定にかかわらず、構造部分のうち、作業床の床板等には、木材又はアルミニウム合金材（前項第十号の材料を除く。）を使用することができる。 3　（略）	（材料） **第一条**　（略） 一　（略） 二　日本工業規格G三一〇四（リベット用丸鋼） 三・四　（略） 五　日本工業規格G三四四四（一般構造用炭素鋼管）に定めるＳＴＫ四〇〇又はＳＴＫ四九〇 六～九　（略） 十　日本工業規格G四三一七（熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼）に定めるＳＵＳ三〇四 十一　日本工業規格Ｈ四一〇〇（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）に定めるＡ六〇六一Ｓ―Ｔ六、Ａ六〇六三Ｓ―Ｔ六、Ａ六Ｎ〇一Ｓ―Ｔ五又はＡ六Ｎ〇一Ｓ―Ｔ六 2　前項の規定にかかわらず、構造部分のうち、作業床の床板等には、木材又はアルミニウム合金材（前項第十一号の材料を除く。）を使用することができる。 3　（略）

（非常止め装置等）

第三十三条　（略）

2　（略）

一　（略）

二　（略）

イ・ロ　（略）

ハ　通電部分と通電部分の外被との間の絶縁効力が、絶縁抵抗試験及び耐電圧試験において、日本工業規格C八二〇一―四―一（低圧開閉装置及び制御装置―第四部：接触器及びモータスタータ―第一節：電気機械式接触器及びモータスタータ）に定める基準に適合するものであること。

ニ　（略）

（穴あけ）

第三十八条　構造部分のリベット穴及びボルト穴は、かえり、まくれ及び割れが生じない方法によってあけられていなければならない。

（適用除外）

第四十三条　次の各号のいずれかに該当するエレベーターで前各章の規定を適用することが困難なものについて、厚生労働省労働基準局長が前各章の規定に適合するものと同等以上の性能があると認めた場合には、この告示の関係規定は、適用しない。

一　輸入したエレベーター

二　特殊な構造のエレベーター